

2026年3月31日

お客さま各位

西日本シティ銀行

変動金利型の住宅ローン基準金利の改定について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、変動金利型の住宅ローン基準金利を下記のとおり改定しますので、お知らせします。

記

1. 改定日

2026年4月1日（水）

2. 対象商品

適用金利が「変動金利型の住宅ローン基準金利」に連動する各種ローン

3. 改定幅

+0.25%（現行：年 3.125% ⇒ 改定後：年 3.375%）

4. 備考

ご契約中の「変動金利型の住宅ローン基準金利」に連動する各種ローンについては、契約に定められた適用開始日から、適用金利を 0.25%引き上げさせていただきます。

新利率や返済額については、新金利適用開始後に送付いたします返済予定表にてご確認ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 中野・松下 TEL 092-476-2811

＜参考＞変動金利期間中の金利見直しについて

1. 年2回の金利見直しルール

変動金利型の住宅ローン金利の見直しは、毎年4月1日および10月1日の年2回行われ、前回の基準金利と今回の基準金利との差に合わせて上下いたします。

また、新たに決定した貸出金利は、4月見直し分は6月のご返済日の翌日から、10月見直し分は12月のご返済日の翌日から、それぞれ適用されます。

2. 5年毎の返済額見直しルール

変動金利型の住宅ローン金利の見直しは年2回行われますが、返済額は約5年間変更されません。(10月1日を1回経過するごとに1年が経過したものとみなして、5回目の10月1日を基準日とする貸出金利の見直しの際に返済額の見直しが行われます。)

返済額の変更は約5年間行われませんので、金利変動の影響は、返済額の元金と利息とを増減させることで調整※を行います。(※金利が上昇した場合は、返済額の利息部分を増やして元金部分を減らします。金利が下落した場合は、返済額の利息部分を減らして元金部分を増やします。)

また、返済額の変更額は、返済額の急激な上昇を防ぐため、金利がどれだけ上昇しても変更前の毎月の返済額の1.25倍を限度としております。